

# 北見市専用水道の手引き

北見市上下水道局給排水課 (H30改訂版)

# も く じ

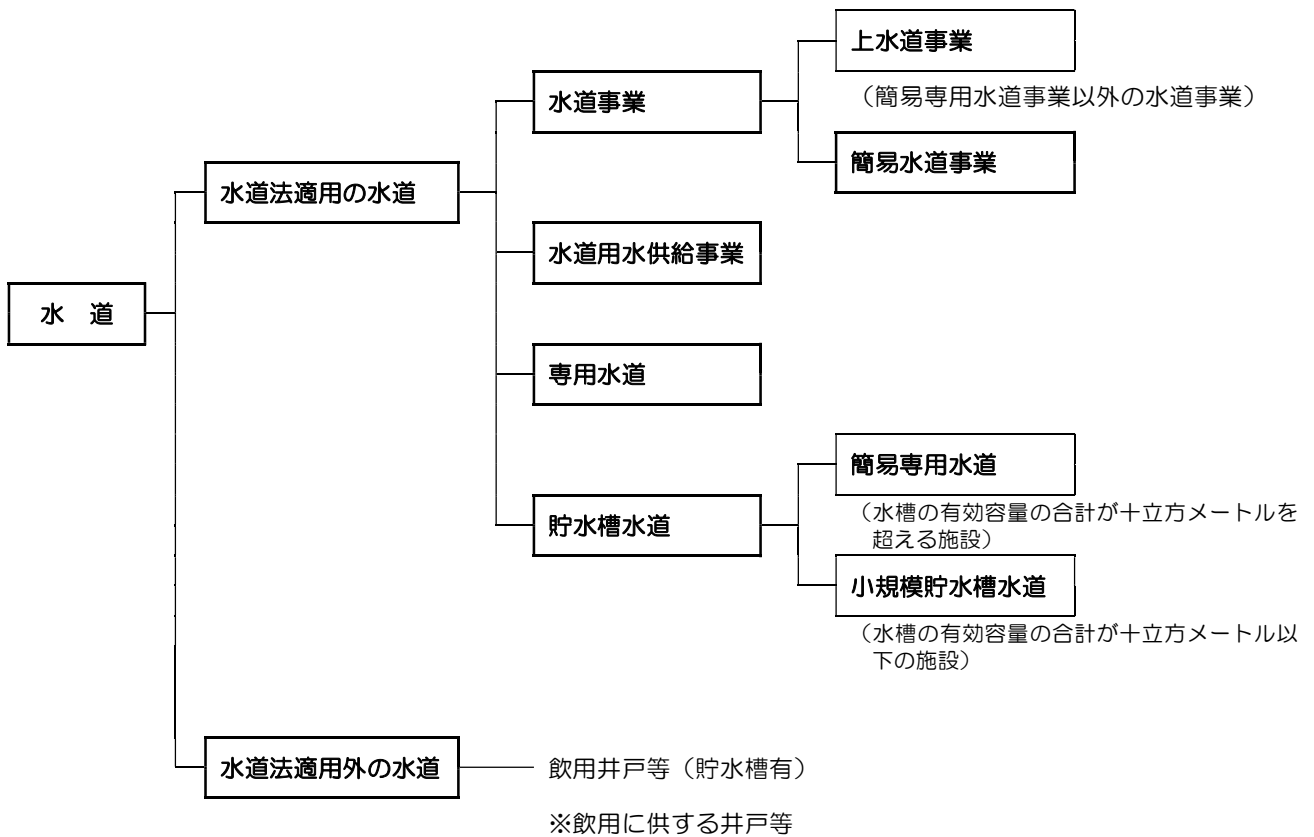
1	はじめに	1
2	専用水道とは	2
3	専用水道の設置	
	（1）設置者の義務	5
	（2）設置の手続き	6
	（3）確認	7
	（4）水道技術管理者	9
	（5）給水開始前の届出及び検査	11
	（6）布設工事を伴わず専用水道となる場合の届出	12
	（7）専用水道施設等の変更の届出・報告	12
4	専用水道の維持（衛生）管理	
	（1）衛生上必要な措置	13
	（2）水質検査	14
	（3）健康診断	20
	（4）汚染事故が発生した場合の措置	21
	（5）業務の委託	22
	（6）施設の点検	24
	（7）水道水中のクリプトスポリジウム等の対策	26
	（8）水道施設の耐震化	26
5	立入検査・指導等について	
	（1）届出の指導	28
	（2）立入検査・改善指導	28
	（3）改善の指示・給水停止命令	28
6	提出書類様式	
	（1）専用水道の届出・報告様式	29

1 はじめに

水道法第3条第1項において。「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、臨時に施設されたものを除くとされています。

北見市の水道は、次のように分類することができます。

図1 水道分類一覧



( [ ] 内は水道法で定義されている用語 )

図1のように専用水道は、水道法の適用を受け、安全で衛生的な水の供給が定められています。専用水道を安全で衛生的に管理するためには、日ごろからさまざまな点に配慮しなければなりません。この「北見市専用水道の手引き」は、水道法に基づく諸手続き等を解説するとともに、衛生的な管理を行い汚染事故や感染症等の発生を防止するには、どのような点に注意したらよいかを取りまとめものです。

専用水道の設置者及びこれから設置しようとする方は、この「北見市専用水道の手引き」を参考とし、諸手続や維持管理など飲料水の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

なお、この「北見市専用水道の手引き」において引用される法令等における下線部は、水道法第34条及び水道法施行令第11条の準用規定により読み替えたものです。

## 2 専用水道とは

～水道法第3条（用語の定義）～

- 6 「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。
- 一 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
  - 二 その水道施設の日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの。
- 8 「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

～水道法施行令第1条（専用水道の基準）～

水道法（以下「法」という。）第3第6項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 口径25ミリメートル以上の導管の全長 1,500メートル
  - 二 水槽の有効容量の合計 100立方メートル
- 2 法第3第6項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。

～水道法施行規則第1条（施行令第1条第2項の厚生労働省令で定める目的）～

水道法施行令（以下「令」という。）第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

### 1) 自家用の水道とは

寄宿舍、社宅、療養所、学校、事務所、レジャー施設等施設の管理者が、その施設に供給するために自ら施設する水道です。

## 2) 水道事業の用に供する水道以外の水道とは

一般の需要に応じて水を供給する水道事業にあてはまらない水道のすべてを包含するもので、例えば家主が借家人に給水する水道がこれに当たります。

## 3) 100人を超える者とは

専用水道の要件として、常時100人を超える居住者に給水が必要であるとの意味です。ここでいう居住者の人口は、実居住人口であり、計画給水人口ではありません。法32条の確認を受けるときは、実際に居住を開始していませんが、この場合には、定員、戸数等から客観的に算出した員数をもって判断することになります。

## 4) 居住に必要な水とは

飲用、炊事、洗濯、その他継続的な日常生活を営むために必要な水です。「居住」とは、継続的に滞在するものです。通常、療養所や下宿等は長期間の入所・宿泊を目的とするので、そこにおいて供給される水は「居住に必要な水」と見なされます。

## 5) 一日最大給水量が政令で定める基準を超えるものとは

人の飲用、炊事用、浴用その他生活の用に供する一日最大給水量が20立方メートルを超える水道施設です。

なお、水道施設において、一日最大給水量が20立方メートル以下でも、居住者人員が101人以上であれば専用水道となります。また、一般の需要に応じて水を供給する水道施設についても、給水人口が100人以下であるが、一日最大給水量が20立方メートルを超える水道施設は、専用水道に該当します。

## 6) 水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道とは

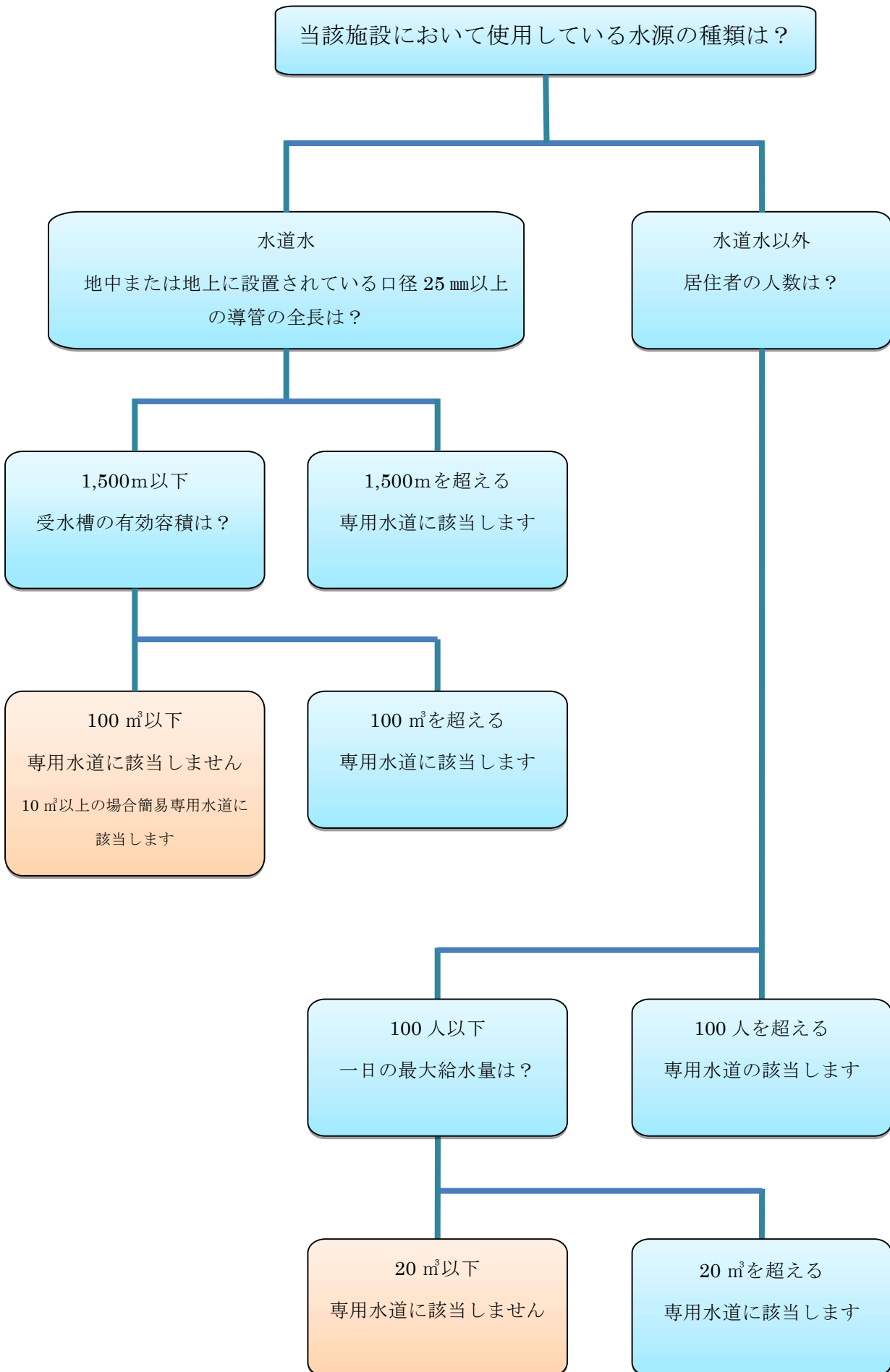
法第3条第6項の「ただし書の規定」は、施行令第1条第1項において専用水道の除外規定を定めています。他の水道から供給を受けた消毒済みの水のみを水源とする場合で、新たな汚染のおそれが少ない場合は、専用水道の適用を除外することができます。

- ① 他の水道から供給を受ける水だけを水源とする。
- ② 地中又は地表に施設されている口径25ミリメートル以上の導管の全長が1,500メートル以下である。
- ③ 地中又は地表に施設されている水槽の有効容量の合計が100立方メートル以下である。

以上の三つの条件にすべてかなっていれば、専用水道の適用から除外されます。

☆計画又は既に給水している水道の施設が専用水道に該当するかどうか不明な場合は、北見市上下水道局給排水課にご相談ください。

図2 専用水道確認フロー



### 3 専用水道の設置

#### (1) 設置者の義務

専用水道の設置者の義務については、水道法にその遵守すべき事項が明示されています。また、義務違反に対する罰則も併せて規定されています。これは、専用水道が100人を超える人の居住に必要な水を供給する、又はその水道施設の日最大給水量が20立方メートルを超えるため、汚染事故等が公衆衛生上大きな問題につながるためです。

専用水道設置者の義務及び義務違反に対する法定事項は表1のとおりです。

表1 水道法に定める専用水道設置者の義務等

	条 項	事 項	義務違反に対する罰則	
			条 項	罰 則
法 定 義 務 事 項	第13条	給水開始前の届出及び検査	第54条	100万円以下の罰金
	第19条	水道技術管理者の設置	第53条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	第20条	水質検査の実施	第54条	100万円以下の罰金
	第21条	関係者の健康診断の実施	第54条	100万円以下の罰金
	第22条	衛生上必要な措置を講ずること	第54条	100万円以下の罰金
	第23条	給水の緊急停止及び周知	第52条	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
	第24条の3	業務の委託の規定	第53条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	第24条の3	受託水道業務技術管理者の設置	第53条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	第24条の3	業務の委託の届出	第55条	30万円以下の罰金
	第32条	確認を受けること	第54条	100万円以下の罰金
	第37条	給水停止命令に従うこと	第53条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第39条	報告の徴収及び立入検査を受けること	第55条	30万円以下の罰金	
遵 守 事 項	第1条	水道法の目的の遵守		
	第2条	水源及び水道施設の清潔保持		
	第4条	水質基準の確保		
	第5条	施設基準の確保		
	第36条	施設の改善指示及び水道技術管理者の変更勧告の遵守		

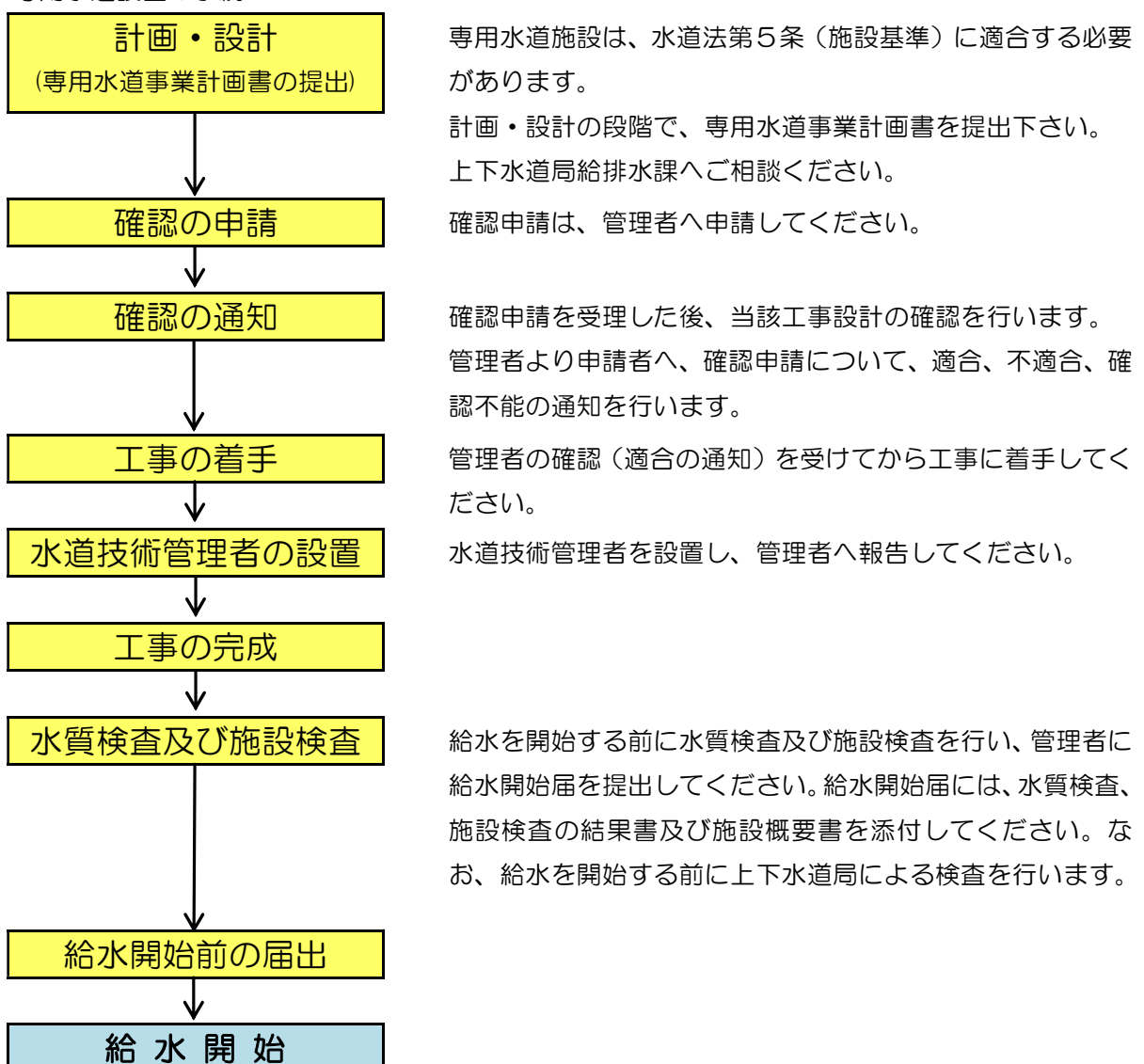
※上表24条の3の項目については、業務の委託を実施した場合に適用。また、受託水道業務技術管理者の設置についての事項は、水道管理業務受託者に対する罰則です。

## (2) 設置の手続

専用水道の水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事（以下「布設工事」という。）を行おうとするときは、その工事に着手する前に北見市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の確認を受けなければなりません。また、水道技術管理者1人を選任し、工事が完成したときは、水質検査及び施設検査を行い、給水を開始する前に管理者へ届出を行わなければなりません。確認を受けなければ、その工事に着手することができません。また、給水を開始する届出をしなければ、給水を開始することができません。

専用水道の設置（計画・設計段階から給水開始まで）の手続きは図3のとおりです。

図3 専用水道設置の手続





### (3) 確認

～水道法第32条（確認）～

専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

～水道法第33条（確認の申請）～

- 1 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）を添えて、これを市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - （1）申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
  - （2）水道事務所の所在地
- 3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - （1）一日最大給水量及び一日平均給水量
  - （2）水源の種別及び取水地点
  - （3）水源の水量の概算及び水質試験の結果
  - （4）水道施設の概要
  - （5）水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
  - （6）浄水方法
  - （7）工事の着手及び完了の予定年月日
  - （8）その他厚生労働省令で定める事項
- 5 市長は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたととき、又は申請書の添附書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもつてしなければならない。

～水道法第5条（施設基準）～

- 1 (…略…)各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。
  - (1)取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
  - (2)貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
  - (3)導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
  - (4)浄水施設は、原水の質及び量に応じて、(…略…)水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
  - (5)送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
  - (6)配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

専用水道の水道施設に新設又は政令で定める増設若しくは改造の工事（以下、「布設工事」という。）を行おうとするときは、その工事の着手前に、その設計について上下水道局の確認を受けてください。

既に給水を開始している専用水道もその水道施設の布設工事を行おうとする場合は、当該工事設計の確認を受ける必要があります。

専用水道の確認を受けるときには、「専用水道布設工事設計確認申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して、管理者へ申請してください。

☆水道施設の工事又は専用水道の確認申請を行う場合は、事前に上下水道局給排水課にご相談ください。

## (4) 水道技術管理者

～水道法第19条（水道技術管理者）～

- 1 専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。
- 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
  - (1) 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
  - (2) 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査
  - (3) 給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
  - (4) 次条第1項の規定による水質検査
  - (5) 第21条第1項の規定による健康診断
  - (6) 第22条の規定による衛生上の措置
  - (7) 第23条第1項の規定による給水の緊急停止
  - (8) 第37条前段の規定による給水停止
- 3 水道技術管理者は政令で定める資格（当核水道事業者が地方公共団体である場合は、当核資格を参酌して当核地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

～水道法第34条（準用規定）～

- 2 一日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第19条第3項の規定を準用しない。

水道法では、水道の管理の適正を期するため、専用水道の設置者が水道技術管理者を置くことを義務付け、その事務及び資格要件について規定していますので、資格要件を満たす水道技術管理者を1人設置して法第19条第2項の技術上の業務に従事してください。

### 1) 水道技術管理者の資格

水道技術管理者の資格は、施行令第6条で表2のように定められています。

資格の確認は、専用水道の設置者が自ら調査して自己の責任で行ってください。ただし、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができる一日最大給水量が1,000立方メートル以下の専用水道については有資格者であることは問いませんが、水道技術管理者を置かなければならないことには変わりはありません。

## 2) 水道技術管理者設置・変更の報告

専用水道の設置者は、水道技術管理者を設置したときは、「水道技術管理者設置報告書」(様式第4号)、変更したときは、「水道技術管理者変更報告書」(様式第5号)により、管理者に報告してください。なお、この際に報告書に添付が必要な書類があります。

表2 水道技術管理者の資格要件(実務経験年数)

水道技術管理者としての基礎教育を受けた者	専攻の種別	土木工学		土木工学以外の 工学、理学、農学 医学、薬学	工学、理学、農学 医学、薬学以外を 専攻
		衛生工学、水道工学 を専攻	衛生工学、水道工学 以外を専攻		
	新制大学院大学の専攻科	1年以上 (6ヶ月以上)	2年以上 (1年以上)	—	—
	新制大学	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6ヶ月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
	旧制大学	2年以上 (1年以上)		4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
	短期大学 高等専門学校 旧専門学校	5年以上 (2年6ヶ月以上)		6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6ヶ月以上)
	高等学校 旧中等学校	7年以上 (3年6ヶ月以上)		8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6ヶ月以上)
その他	①10年以上(5年以上)水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ②外国の学校において上記の学科目に相当する学科目を、上記に規定する学校において習得する程度と同等以上に習得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者 ③厚生労働大臣が認定する講習を修了した者				

数字は水道に関する技術上の実務に従事した経験年数である。

ただし、( )内は簡易専用水道及び1日最大給水量1,000m<sup>3</sup>以下の専用水道の場合である。

## (5) 給水開始前の届出及び検査

～水道法第13条（給水開始前の届出及び検査）～

- 1 専用水道の設置者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、管理者にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。
- 2 専用水道の設置者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

水道法では、水道施設を新設、増設又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときの事前の届出、水質検査及び施設検査の実施、その結果の記録の作成と保存(5年間)を義務付けています。

### 1) 給水開始前の届出

専用水道の設置者は、水道施設を新設し、増設し、又は改造した場合、その施設を使用して給水しようとする前に、その旨を「専用水道給水開始届」(様式第3号)により管理者に届け出てください。

なお、この届出の際には、水道施設検査結果票及び水質検査の結果を記載した書類を添付してください。

### 2) 給水開始前の検査（施行規則第10条、施行規則第11条）

#### (I) 水質検査

水質検査は当該新設、増設、又は改造に係る施設を経た末端の水道水において実施してください。

#### (II) 施設検査

施設検査は浄水及び消毒の能力、流量、圧力などについて行ってください。

☆給水開始前の届出に伴う水質検査・施設検査等の詳細は、事前に上下水道局給排水課にご確認ください。

## (6) 布設工事を伴わず専用水道となる場合の届出

既に給水しており、一日最大給水量が20立方メートルを超え専用水道に該当する場合や当初居住人口が常時100人以下であったが、その後常時100人を超えたため専用水道に該当するようになった場合は、布設工事を伴わないので法第32条「確認」、法第33条「確認の申請」は必要ありません。

しかし、このような場合も専用水道として水道法が適用となり、以後他の専用水道と同様の取り扱いとなりますので、専用水道の設置者は、管理者にその専用水道の状況について以下の書類により報告してください。

ア) 専用水道の状況報告について（様式第11号）

イ) 水道技術管理者設置報告書（様式第4号）

なお、施設の概要について、「専用水道の状況報告について」（様式第11号）を、施設概要書及び図面等を添付し提出してください。

## (7) 専用水道施設等の変更の届出・報告

専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項や専用水道の概要等に変更が生じた場合、専用水道の設置者は、管理者へその内容を「専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届」（様式第2号）又は「専用水道の状況報告について（変更）」（様式第12号）により報告してください。

なお、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事に該当する工事によって施設の変更が生じる場合は、確認申請が必要となります。

専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項（申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、水道事務所の所在地）や布設工事に該当しない工事により施設を変更する場合及び施設概要書の内容に変更がある場合などは、事前に上下水道局給排水課にご相談ください。

## 4 専用水道の維持（衛生）管理

### （１） 衛生上必要な措置

～水道法第22条（衛生上の措置）～

専用水道の設置者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

水道法では、水道の衛生確保のために必要な消毒、その他厚生労働省令で定める措置を講じることが専用水道設置者に義務付けています。

#### 1) 衛生上必要な措置

##### （Ⅰ）清潔の保持（施行規則第17条）

取水場、貯水槽、貯水池、導水きよ、浄水場及びポンプ井等の周辺は、外部との連絡があり水が汚染される恐れがあるので、常に十分な清掃等を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意してください。

##### （Ⅱ）汚染防止の措置（施行規則第17条）

前項（Ⅰ）の施設には柵を設け、施設設備等をするほか汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等をしてください。また、施設の構内においては、便所、廃棄物集積所、汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作、園芸並びに家畜、家禽きんの放し飼いや等はしてはいけません。

##### （Ⅲ）塩素消毒（施行規則第17条）

水の消毒は、塩素（液化塩素、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム等）によることを基本とし、給水栓における水が遊離残留塩素を0.1 mg/L（結合残留塩素の場合は0.4 mg/L）以上保持するように消毒してください。

消毒設備は、事故等に備えて予備を必ず設けるほか、消毒が中断しないように常に整備しておいてください。

なお、次のような場合には、残留塩素を0.2 mg/L（結合残留塩素の場合は1.5 mg/L）以上にすることが必要です。

- ① 水源付近及び給水区域、その周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ② 全区域にわたるような広範囲の断水後給水を再開するとき。
- ③ 洪水等で水質が著しく悪化したとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。



## (2) 水質検査

～水道法第20条（水質検査）～

- 1 専用水道の設置者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。
- 2 専用水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。
- 3 専用水道の設置者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。  
ただし、当該水質検査を厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りではない。

専用水道の設置者にとって、安全かつ清浄な水の供給を確保することは、最も基本的な義務です。

これを常時確保するためには、状況に即応した水質の管理が不可欠です。このため、水道法では水道水質の定期及び臨時の検査を専用水道の設置者に義務付けています。

水質検査は、省令等に基づき次のように行ってください。（表3～表5 参照）

### 1) 定期の水質検査（施行規則第15条第1項）

#### (I) 〈毎日行う検査〉

- ・色及び濁りに関する検査（目視により検査を行っても差し支えありません。）
- ・消毒の残留効果に関する検査

#### (II) 〈毎月1回以上実施〉 9項目

#### (III) 〈3ヶ月に1回以上実施〉 11項目

#### (IV) 〈過去の検査結果等から省略（又は頻度の軽減）が可能〉 31項目

### 2) 臨時の水質検査（施行規則第15条第2項）

臨時の水質検査は、次のような場合に行ってください。

- (I) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (II) 水源に異常があったとき。
- (III) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (IV) 浄水過程に異常があったとき。
- (V) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (VI) その他特に必要があると認められるとき。

### 3) 給水開始前の水質検査（施行規則第10条）

#### (I) 受水型

毎月1回以上行う検査項目及び3ヶ月に1回以上行う検査項目（20項目）を検査して下さい。



## (Ⅱ) 自己水型及び併用水型

表3の水質基準の全項目を検査して下さい。

### 4) 原水の水質検査

#### (Ⅰ) 受水型

原水である水道事業者の実施する水質検査の結果を当該施設の原水の水質検査とみなすことができます。専用水道の設置者は、水道事業者の公表する水質検査の結果を収集し保存してください。

#### (Ⅱ) 自己水及び併用水

① 検査回数・・・年1回以上

② 検査項目・・・全項目(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ジクロロ酢酸、クロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味の12項目を除く。また、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、湖沼水等の停滞水を水源とする場合に限り、実施するものとします。)

### 5) 水質検査計画(施行規則第15条第6項及び第7項)

専用水道の設置者は、水質検査計画を年度が開始する前に策定してください。また、水質検査計画は、上下水道局にて確認しますので、実施年度の始まる前に上下水道局給排水課に提出してください。

水質検査計画には、下記8項目が必要です。(巻末に作成記入例があります)

- 1 水質管理において留意すべき事項
- 2 施設の概要
- 3 採水場所
- 4 過去の検査結果、検査頻度及び省略する理由
- 5 年間計画表
- 6 臨時の水質検査に関する事項
- 7 水質検査の委託先
- 8 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

### 6) 水質検査機関

水質検査は、設置者が独自に検査施設を設けるか、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して水質検査を行ってください。(水道法第20条)。

### 7) 記録の作成・保持

水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、検査を行った日から換算して5年間これを保存しなければなりません。また、検査結果は「専用水道事務月報」(様式第10号)にて管理者に報告してください。毎日行う検査の結果は「水質検査記録表」(様式第13号)を参考に作成してください。

表3 水質基準

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）

（最終改正：平成27年3月2日厚生労働省令第29号）

項	目	基 準 値
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
15	1・4-ジオキサソ	0.05mg/L以下であること。
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
30	ブromホルム	0.09mg/L以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下であること。
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/L以下であること。
47	pH値	5.8以上 8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

表4 水質検査の項目及び回数

・ 1日1回以上実施する項目

項 目		備 考
—	色	
—	濁り	
—	消毒の残留効果	

・ おおむね毎月1回以上実施する項目

項 目		備 考
1	一般細菌	
2	大腸菌	
38	塩化物イオン	※1を参照のこと
42	ジェオスミン	※2及び※3を参照のこと
43	2-メチルイソボルネオール	※2及び※3を参照のこと
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	※1を参照のこと
47	pH値	※1を参照のこと
48	味	※1を参照のこと
49	臭気	※1を参照のこと
50	色度	※1を参照のこと
51	濁度	※1を参照のこと

・ おおむね3ヶ月に1回以上実施する項目

項 目		備 考
3	カドミウム及びその化合物	※4及び※5を参照のこと
4	水銀及びその化合物	※4及び※5を参照のこと
5	セレン及びその化合物	※4及び※5を参照のこと
6	鉛及びその化合物	※4及び※6を参照のこと
7	ヒ素及びその化合物	※4及び※5を参照のこと
8	六価クロム化合物	※4及び※6を参照のこと
9	亜硝酸態窒素	※4を参照のこと
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	※4を参照のこと
12	フッ素及びその化合物	※4及び※5を参照のこと
13	ホウ素及びその化合物	※4及び※5を参照のこと
14	四塩化炭素	※4及び※7を参照のこと
15	1,4-ジオキサン	※4及び※7を参照のこと
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	※4及び※7を参照のこと
17	ジクロロメタン	※4及び※7を参照のこと
18	テトラクロロエチレン	※4及び※7を参照のこと
19	トリクロロエチレン	※4及び※7を参照のこと
20	ベンゼン	※4及び※7を参照のこと
21	塩素酸	
22	クロロ酢酸	
23	クロロホルム	
24	ジクロロ酢酸	

25	ジブロモクロロメタン	
26	臭素酸	※5を参照のこと
27	総トリハロメタン	
28	トリクロロ酢酸	
29	ブロモジクロロメタン	
30	ブロモホルム	
31	ホルムアルデヒド	
32	亜鉛及びその化合物	※4及び※6を参照のこと
33	アルミニウム及びその化合物	※4及び※6を参照のこと
34	鉄及びその化合物	※4及び※6を参照のこと
35	銅及びその化合物	※4及び※6を参照のこと
36	ナトリウム及びその化合物	※4及び※5を参照のこと
37	マンガン及びその化合物	※4及び※5を参照のこと
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	※4及び※5を参照のこと
40	蒸発残留物	※4及び※5を参照のこと
41	陰イオン界面活性剤	※4及び※5を参照のこと
44	非イオン界面活性剤	※4及び※5を参照のこと
45	フェノール類	※4及び※5を参照のこと

- ※1 水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね3ヶ月に1回以上とすることができる。
- ※2 水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。
- ※3 過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、当該事項を産出する藻類の発生状況を含む。）を勘案して省略することができる。
- ※4 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて当該事項に係る水質基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる。
- ※5 過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して省略することができる。  
ただし、項目12については海水を原水とする場合を、項目25については浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。
- ※6 過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況を勘案して省略することができる。
- ※7 過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して省略することができる。

項目	頻度	毎日	月1回	3ヶ月に1回	年1回	3年に1回	省略可	備考
1	色	●						
1	濁り	●						
1	消毒の残留効果	●						
1	一般細菌		●					
2	大腸菌		●					
3	カドミウム及びその化合物			○	○	○	○	注1, 注4参照
4	水銀及びその化合物			○	○	○	○	注1, 注4参照
5	セレン及びその化合物			○	○	○	○	注1, 注4参照
6	鉛及びその化合物			○	○	○	○	注1, 注5参照
7	ヒ素及びその化合物			○	○	○	○	注1, 注4参照
8	六価クロム化合物			○	○	○	○	注1, 注5参照
9	亜硝酸態窒素			○	○	○		注1参照
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			●				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	○	○		注1参照
12	フッ素及びその化合物			○	○	○	○	注1, 注4参照
13	ホウ素及びその化合物			○	○	○	○	注1, 注4参照
14	四塩化炭素			○	○	○	○	注1, 注4参照
15	1,4-ジオキサン			○	○	○	○	注1, 注4参照
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び			○	○	○	○	注1, 注4参照
17	ジクロロメタン			○	○	○	○	注1, 注4参照
18	テトラクロロエチレン			○	○	○	○	注1, 注4参照
19	トリクロロエチレン			○	○	○	○	注1, 注4参照
20	ベンゼン			○	○	○	○	注1, 注4参照
21	塩素酸			●				
22	クロロ酢酸			●				
23	クロロホルム			●				
24	ジクロロ酢酸			●				
25	ジプロモクロロメタン			●				
26	臭素酸			○			○	注4参照
27	総トリハロメタン			●				
28	トリクロロ酢酸			●				
29	プロモジクロロメタン			●				
30	プロモホルム			●				
31	ホルムアルデヒド			●				
32	亜鉛及びその化合物			○	○	○		注1, 注5参照
33	アルミニウム及びその化合物			○	○	○		注1, 注5参照
34	鉄及びその化合物			○	○	○		注1, 注5参照
35	銅及びその化合物			○	○	○		注1, 注5参照
36	ナトリウム及びその化合物			○	○	○	○	注1, 注4参照
37	マンガン及びその化合物			○	○	○	○	注1, 注4参照
38	塩化物イオン		○	○				注2参照
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)			○	○	○	○	注1, 注4参照
40	蒸発残留物			○	○	○	○	注1, 注4参照
41	陰イオン界面活性剤			○	○	○	○	注1, 注4参照
42	ジェオスミン		△				△	注3, 注4参照
43	2-メチルイソボルネオール		△				△	注3, 注4参照
44	非イオン界面活性剤			○	○	○	○	注1, 注4参照
45	フェノール類			○	○	○	○	注1, 注4参照
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		○	○				注2参照
47	pH値		○	○				注2参照
48	味		○	○				注2参照
49	臭気		○	○				注2参照
50	色度		○	○				注2参照
51	濁度		○	○				注2参照

注1 過去3年間における当該事項についての検査結果などにより、1年に1回以上、3年に1回以上とすることができる。

注2 連続的に計測及び記録がなされている場合、3ヶ月に1回以上とすることができる。

注3 水源の状況を勘案して、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1か月に1回以上行う。

注4 過去の検査の結果、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して省略することができる。

注5 過去の検査の結果、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品等及資機材等の使用状況を勘案して省略することができる。

### (3) 健康診断

～水道法第21条（健康診断）～

- 1 専用水道の設置者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。
- 2 専用水道の設置者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

水道法では、水道水の汚染を防止するため、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事する者等について、定期及び臨時の健康診断を義務付けています。

#### 1) 健康診断の対象者

水道施設の構内に居住する者、また日常、構内で作業等に従事する者、その他衛生管理上必要と認める場合は、健康診断を行ってください。

水道技術管理者及び貯水槽の清掃や採水業務に従事する作業員等も対象となります。

#### 2) 健康診断

病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎（小児麻痺）、流行性肝炎、泉熱、伝染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意してください。

なお、病原体検索は主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行ってください。

#### 3) 定期及び臨時の健康診断並びに他の法令に基づく健康診断

##### (Ⅰ) 定期健康診断（施行規則第16条第1項）

定期の健康診断は、病原体が便中に排せつされる伝染病について、その保菌者の有無を検査するため行うもので、検査はおおむね6ヶ月ごとに行うことが必要です。

また、検査結果は「専用水道事務月報」（様式第10号）で管理者に報告してください。

##### (Ⅱ) 臨時の健康診断（施行規則第16条第2項、第3項）

臨時の健康診断は、健康診断対象者が赤痢、腸チフス、パラチフス等の患者又は保菌者であることが明らかになった場合、又はこれらの施設の地域において、赤痢などの伝染病が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行うものとされています。また、臨時の健康診断を行った月においては、その伝染病についての定期健康診断の検査は必要ありません。

##### (Ⅲ) 他の法令等に基づく健康診断（施行規則16条第4項）

他の法令等に基づいて法第21条の規定に相当する健康診断が行われた場合には、それを法第21条に規定する健康診断とみなすことができます。

#### 4) 記録の作成、保存

専用水道の設置者は、健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、これを1年間保存しなければなりません。また、検査結果は「専用水道事務月報」(様式第10号)により管理者に報告してください。記録書類の様式は定められていませんが、診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、検便検査場所が必要です。

#### (4) 汚染事故が発生した場合の措置

～水道法第23条(給水の緊急停止)～

1 専用水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

水道法では、専用水道の設置者の供給する水が健康を害するおそれのあることを知ったときにとるべき措置を規定しています。

##### 1) 人の健康を害するおそれ

次のような時が、健康を害するおそれのある場合です。

(Ⅰ) 水質異常時(健康系項目に限る)

(Ⅱ) 消毒が不可能になった時

(Ⅲ) 工業用水道等に誤接続されていることが判明したとき

(Ⅳ) 水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水に基準値超過のおそれがあるときは、直ちに取水を停止し、水質検査を行うとともに、必要に応じて給水停止する。

① 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合

② 臭気及び味に著しい変化が生じた場合

③ 魚が死んで多数浮上した場合

④ 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見した場合

##### 2) 設置者のとるべき措置

専用水道の設置者は、当該水道により給水する水が人の健康を害するおそれのあることを知った場合には、直ちにその給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知するとともに、専用水道緊急停止報告書(様式第6号)により、直ちに管理者に報告してください。

また、専用水道の設置者は、水道施設に汚染事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるとき、及び水道等の原水に係る水質の異常、水道水等を原因とする事故等発生した場合、又はそのおそれがある場合には、直ちに管理者に報告するとともに、次に掲げる措置をとって下さい。



- (Ⅰ) 当該施設の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとる。
- (Ⅱ) 速やかに汚染の原因を除き、当該施設の復旧を図る。
- (Ⅲ) 給水停止等の措置を取った場合は、代替水を確保する。
- (Ⅳ) 当該施設が復旧した場合は、水質検査を行って飲料水の安全を確認し、給水を開始する。

## (5) 業務の委託

～水道法第24条の3（業務の委託）～

- 1 専用水道の設置者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。
- 2 専用水道の設置者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を管理者に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。
- 3 第1項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。
- 4 受託水道業務技術管理者は、第1項の規定により委託された業務の範囲内において第34条第1項において準用する第19条第2項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
- 5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。
- 6 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第34条第1項において準用する第13条第1項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第2項、第20条から第22条まで並びに第23条第1項並びに第36条第2項及び第39条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、専用水道設置者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。
- 7 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第34条第1項において準用する第19条第2項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関するすべての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、専用水道の設置者については、第34条第1項において準用する第19条第1項の規定は、適用しない。



専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者、水道用水供給事業者又は当該業務を実施できるだけの経理的・技術的基礎を有する者に委託することができます。

### 1) 水道法における業務の委託

法第34条第1項において準用する法第24条の3に基づく業務の委託(以下「業務の委託」という。)は、専用水道の設置者等の責任のもとで行われている私法上の委託とは性格の異なるものです。

従前からの私法上の委託では、受託者は水道法上の責任を負う専用水道の設置者の監督指示のもと、事実上の行為のみを実施します。

業務の委託の場合、受託者は委託契約に基づき、一定範囲で設置者に代わって水道法上の責任を負うこととなり、北見市公営企業管理者等からの監督を受け、また、受託者が適正に業務を実施しない場合には、受託者自身がその責任を問われ、水道法上の罰則の適用を直接受けることとなります。

### 2) 業務の委託に係る届出

専用水道の設置者は、業務を委託したときは、「専用水道業務委託開始届」(様式第7号)により、遅滞なく、管理者へ届け出てください。また、委託に係る契約が効力を失ったときは、「専用水道業務委託契約失効届」(様式第8号)により同様に届け出てください。

なお、業務の委託の届出について、別途、詳細内容を報告してもらう場合があります。

### 3) 設置者と水道管理業務受託者(業務の委託を受ける者)の責務

委託した業務の範囲内においては、委託者である設置者は、水道法上の責務について適用除外され、受託者がその責務を負うこととなります(法第53条適用)。しかし、給水義務等の需要者に対する責任については、設置者固有の責任であり受託者が原因でこれらの責務を果たさない場合であっても設置者が責任を負うこととなります。

### 4) 受託水道業務技術管理者の設置

受託者は、水道の管理について技術上の業務を担当するため、水道技術管理者の要件を満たす受託水道業務技術管理者を一人置かなければなりません。受託水道業務技術管理者は、委託された業務の範囲内において水道技術管理者の行うべき事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。

### 5) 受託水道業務技術管理者の資格(施行令第9条)

受託水道業務技術管理者の資格は、水道技術管理者たる資格を有することです。

### 6) 委託契約書の作成(施行令第7条、施行規則第17条)

設置者は、次の条項を含む委託契約書を作成しなければなりません。

- (I) 委託契約に係る業務の内容に関する事項
  - (II) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
  - (III) その他厚生労働省令で定める事項
- 委託に係る業務の実施体制に関する事項

## (6) 施設の点検

水道技術管理者は専用水道の管理について技術上の業務を行わなければなりません。

定期的に施設の点検整備を行って専用水道施設を衛生的に維持管理してください。その際には、水道法に適合していることを再点検することが大切です。

施設点検に当たっては、表7「施設点検時の注意事項」、様式第16号「施設点検表」を参考にしてください。

表7 施設点検時の注意事項

(1) 帳簿書類		
1	年間管理計画 水質検査計画	受水槽等の清掃・水質検査・施設点検及び健康診断についての年間管理計画・水質検査計画を作成して、それを確実に実施しているか。
2	施設の配置図等	ア 施設全体の配置図及び系統図が整備されているか。 イ 主要施設（水源・浄水場・導管・受水槽・高置水槽等）の平面図及び構造図等が整備されているか。
3	施設の点検・清掃等の維持管理記録	施設の点検・水槽の清掃等の維持管理記録が整っているか。
4	水質検査結果の記録	毎月1回の定期検査（項目によっては3ヶ月に1回以上、年1回以上）及び毎日検査を行っているか。 記録は5年間保存しているか。
5	健康診断の記録	健康診断（検便）を6ヶ月ごと、適正に実施しているか。 記録は1年間保存しているか。
6	水道事務月報の提出	水道事務月報を作成し、翌月末日までに管理者に提出しているか。
(2) 水源・消毒設備		
7	水源の汚染	水源及び水源周辺に薬剤、排水、汚水等の流入・浸透はないか。
8	水源周辺の汚染防止措置	水源施設の施錠、人畜の侵入防止柵等による汚染防止策がとられているか。 標札、立札、掲示等によって一般の注意を喚起しているか。
9	水源施設の亀裂及び漏水等	水源施設の損傷、基礎地盤の沈下及び漏水等がないか。
10	水源施設の維持管理状況	常時清潔に保たれているか。
11	消毒設備の管理	消毒薬の注入機・貯蔵槽等は故障、破損、老朽化していないか。 消毒薬は適正に注入されているか。
12	消毒薬の管理	消毒薬使用量は記録しているか。補充の必要はないか。 適正な場所に保管されているか。保管期間は適正か。 消毒剤の品質は適正か。
(3) 導管		
13	配置位置及び状態	導管の埋設位置や深さを把握しているか。図面と相違ないか。 露出部は破損及び腐食していないか。漏水の可能性は高くないか。

14	配管系統のクロスコネクション	導管が冷却水、雑排水、消防用水等の配管系統と連結されていないか。
(4) 受水槽・高置水槽等		
15	設置場所（屋内・屋外）の状態	受水槽は安全な場所に設置されているか。点検・清掃が容易にできるか。受水槽の天井、底面及び周壁を外部から点検するための空間が確保されているか。
16	周囲からの汚染防止及び侵入防止	水槽の上部や周囲に油・薬剤等を置いていないか。人畜が侵入しないように防止柵があるか。
17	ポンプ設備の状態、ポンプ室の清掃等	ポンプは正常に稼働しているか。（異音・異臭、振動、運転電流等に異常はないか。） ポンプ室内や周囲は整理整頓、清掃されているか。
18	配管貫通部や継目等の密閉	配管貫通部やコンクリート打ち継ぎ目等にすき間がないか。
19	クロスコネクション	受水槽等に給水管以外の管（汚水排水、雑排水及び消防用水等の管）が貫通や連結されていないか。
20	マンホール	マンホールの口は衛生上有効に立ち上がっているか。 ふたは密閉されているか。施錠されているか。
21	水の滞留防止措置	流入・流出管は滞留を起こさないような位置にあるか。
22	水槽内の状態	濁り、さび、沈殿物、藻類の発生、異物、塗装のはく離等はないか。
23	吐水口空間、排水口空間	オーバーフロー管や水抜き管は間接排水で、排水口空間は適切な間隔か。 吐水口空間は適切な間隔か。
24	オーバーフロー管・通気管の防虫網	通気管は下向きになっているか。オーバーフロー管・通気管に防虫網（2mm目程度）を設置してあるか。
(5) 給水栓までの水質検査（毎日検査）		
25	外観（色・濁り）	末端での給水栓での水を透明なガラスコップに入れ、色・濁りはないか確認する。また、口に含んでみて味・臭いに異常がないか確認する。
26	残留塩素	残留塩素を測定し、一定以上の残留塩素があるか確認する。

※ 一定以上の残留塩素とは、

- 通常の場合 遊離残留塩素 0.1 mg/L 又は結合残留塩素 0.4mg/L
- 汚染の恐れがある場合 遊離残留塩素 0.2 mg/L 又は結合残留塩素 1.5mg/L

## (7) 水道水中のクリプトスポリジウム等の対策

クリプトスポリジウム等とは、クリプトスポリジウム及びジアルジアが対象です。クリプトスポリジウムは、人間や哺乳動物の消化管内で増殖する原虫であり、感染症をもたらします。これらの感染した動物の糞便に混じってクリプトスポリジウムのオーシストが環境中に排出され、オーシストを経口摂取することにより感染症による被害が拡大します。免疫力の低下した患者などでは、重症となることも多いと言われています。

水道水の消毒に使用する塩素に強い耐性を持っていて、水源がクリプトスポリジウムにより汚染された水道においては、浄水施設でクリプトスポリジウムを十分に除去又は不活化できなければ、水道水を経由して感染症による被害が拡大するおそれがあります。また、ジアルジアについても水系を通じた感染症を起こすおそれがあります。このため、平成12年に制定した「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年厚生省令第15号。以下、「施設基準省令」という。)において、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にはろ過等の設備を設置するべきことを規定すると共に、厚生労働省では、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年4月1日から適用。以下、「指針」という。)をとりまとめ、専用水道の設置者に対しても施設基準省令及び指針に基づくクリプトスポリジウム等の対策を的確に講じることを求めています。

## (8) 水道施設の耐震化

平成20年3月28日、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第60号。(以下、「改正省令」という。))が公布され、水道施設が備えるべき耐震性能が明確化されました。専用水道についても改正省令に基づき、施設の重要度に応じて、地震力に対して備えるべき要件に適合する施設とすることが必要です。これらを踏まえ、現に設置されている専用水道の水道施設等についても適切な耐震性能を備えるよう計画的に整備することが求められています。

### 現に設置されている水道施設の耐震化

現に設置されている水道施設(以下、「既存施設」という。)であって、改正省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令(以下、「改正後の省令」という。)第1条第7号イ及びロに規定する基準に適合しないものについては、当該施設の大規模な改造のときまではこの規定を適用しないとされていますが、既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、できるだけ速やかにこれらの規定に適合させることが望ましいとされています。他方、既存施設の耐震化は、水道水の供給に支障を与えない対策を講じて実施する必要があり、工期が長期間に及ぶものも多い。このため、専用水道の設置者においては、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めるよう努めてください。

既存施設の耐震化にあたっては、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に実施するとともに各水道においてそれぞれ最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、できるだけ早期に耐震化を完了できるよう、耐震化計画の中で実施計画を明らかにし、確実な実施に努めてください。

## 5 立入検査・指導について

### ～水道法第39条（報告の徴収及び立入検査）～

- 2 市長は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 3 市長は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 4 前3項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 第1項、第2項又は第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### ～水道法第36条（改善の指示等）～

- 1 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、市長は専用水道について、当該水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。
- 2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、市長は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。
- 3 市長は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

### ～水道法第37条（給水停止命令）～

厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、市長は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(1) 届出等の指導

設置者に届出及び維持管理の重要性を指導します。

(2) 立入検査・改善指導（水道法第39条）

上下水道局担当職員は、現地に立入り、帳簿、水質、施設等进行检查します。

また、検査の結果、水道技術管理者がその職務を怠っていると考えられる場合や、衛生上問題がある場合には、必要な改善措置をとるよう指導します。

(3) 改善の指示・給水停止命令（水道法第36条、37条）

水道技術管理者がその職務を怠り、改善するよう指導したにもかかわらずなお継続して職務を怠ったときは、専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することがあります。

また、専用水道施設が施設基準に適合しなくなり、かつ、利用者の健康を守るため緊急に必要があると認められる場合であって、改善指導に従わないときは、必要な改善をすべき旨を指示することがあります。

さらに、上記勧告または改善指示に従わず、給水を維持することによって利用者の健康・利益を阻害すると認められるときは、改善するまでの間、給水の停止を命令することがあります。

## 6 提出書類様式

### (1) 専用水道の届出及び報告様式

専用水道の設置者は、必要に応じて管理者へ各種書類の提出をお願いします。

表8 届出・報告様式一覧

	提出書類	提出時期
1	専用水道事業計画書 (別記様式第1号)	専用水道の計画・設計段階で、提出下さい。
2	専用水道布設工事設計確認申請書 (様式第1号)	専用水道の布設工事に該当する工事を行う場合、工事に着手する予定の30日以上前に申請してください。
3	専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届 (様式第2号)	専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項(申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、水道事務所の所在地)に変更が生じたとき。 ただし、当該確認申請に伴う給水開始届の提出までに変更の届出をする場合です。それ以降の変更については、「専用水道の状況報告について(変更)」にて届け出てください。
4	専用水道給水開始届 (様式第3号)	配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合、水質検査及び施設検査を実施後、その施設を利用して給水を開始する前に届け出てください。
5	水道技術管理者設置報告書 (様式第4号)	水道技術管理者を設置したときに報告してください。
6	水道技術管理者変更報告書 (様式第5号)	水道技術管理者を変更したときに報告してください。
7	専用水道緊急停止報告書 (様式第6号)	供給する水が人の健康を害するおそれがあり給水を停止したときに報告してください。
8	専用水道業務委託開始届 (様式第7号)	水道法第34条第1項において準用する法第24条の3に基づく業務を委託したとき遅滞なく届け出てください。
9	専用水道業務委託契約失効届 (様式第8号)	水道法第34条第1項において準用する法第24条の3に基づく業務の委託契約の効力を失ったときに届け出てください。
10	専用水道廃止等報告書 (様式第9号)	専用水道を廃止したときや専用水道に該当しなくなったときに報告してください。
11	専用水道事務月報 (様式第10号)	毎月、水質検査や健康診断の結果等を該当月の翌月の末日までに報告してください。
12	専用水道の状況報告について (様式第11号)	工事を伴わず専用水道に該当したときに報告してください。

13	専用水道の状況報告について(変更) (様式第12号)	給水開始届提出後の専用水道の確認申請者(設置者)の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、水道事務所の所在地や布設工事に該当しない工事により施設等に変更が生じたとき及び施設概要書(様式第1号)の内容に変更が生じたときに報告してください。
14	水質検査記録表 (様式第13号)	専用水道事務月報に添付する毎日行う水質検査の記録表の参考にしてください。
15	措置報告書 (様式第14号)	水道法第36条第1項に基づく改善の指示を受けたときに報告してください。
16	水道事故・災害等通報票 (様式第15号)	取水停止や断減水を生じたとき又は取水停止や断減水を生じていなくとも社会的な影響が大きい水道施設の管理等に起因する事故が発生したときは、直ちに作成し、通報してください。
17	施設点検表 (様式第16号)	定期的に施設の点検を行う際の点検表の参考にしてください。
18	水質検査計画 (参考資料)	実施年度が始まる前に提出し、北見市上下水道局の確認を受けてください。



## 専 用 水 道 事 業 計 画 書

( 年 月 日提出)

申請予定者氏名		
申請内容の区分	新 設	増 設
1 水道事業等の現況 (新設の場合を除く) ※事業の譲り受けの場合は相手方の事業内容を併記すること。	最近確認年月日	
	計画給水人口(人)	
	計画一日最大給水量(m <sup>3</sup> ・日)	
	現在の給水人口(人)	
	水源の種類別	
	浄水方法	
	給水対象(用水供給のみ)	
2 事業計画の概要		
3 事務処理状況(予定)	水源の調査 (水利使用許可申請・揚水試験等)	
	給水人口・給水量の算定	
	水質試験の状況	
	その他(工事着手予定年月日等)	

注) 1 該当する区分に○印を付けること。

2 事業計画の概要欄には、今回計画している内容を具体的に記載すること。

3 事務処理状況の欄には、現時点での進捗状況及び今後の予定年月日等を記載すること。

4 図面には、各水道施設が明確となるように色分けすること。(凡例貼付)

## 専用水道布設工事設計確認申請書

年 月 日

北見市公営企業管理者 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号 (            )        -

専用水道の布設工事の設計が水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることについての確認を受けたいので、同法第33条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

工 事 区 分 (該当するものに○をつけてください)	新 設 ・ 増 設 ・ 改 造	
専用水道	名 称	
	所 在 地	
新設時の確認年月日 および確認番号	年 月 日            第 号	

**【添付書類】**

- 1 工事設計書
- 2 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 3 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- 4 水道施設の位置を明らかにする地図
- 5 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 6 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立体図、断面図及び構造図
- 7 導水管、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- 8 その他水道法第5条の規定による施設基準に適合するか否かを判断するために必要な書類（揚水試験結果書、ポンプ・ろ過設備等の仕様書、主要な構造計算書等）

備考1 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

備考2 「新設時の確認年月日及び確認番号」欄については、増設または改造時にのみ記載してください。

## 専用水道工事設計書

専用水道	名 称			
	所 在 地			
給 水 地 域	別紙、給水計画区域図のとおり			
給水人数	居 住 者	所帯 ×	人/所帯 =	人
	利 用 者	人		
1 日 最 大 給 水 量		$m^3/日$	最も能力の小さいポンプの種類	ポンプ揚水量
				$m^3/分$
1 日 平 均 給 水 量		$m^3/日$	居住者	$m^3/人 \cdot 日 \times$ 人 = $m^3/日$
			利用者	$m^3/人 \cdot 日 \times$ 人 = $m^3/日$
水 源	種 別	上水 ( ) ・地下水・湧水・伏流水・表流水		
	取 水 地 点	別紙、平面図・断面図・柱状図のとおり		
水 源 の 水 量 の 概 算 等	上 水	引き込み管の径 $mm$		
	自己水源	水源の水 量の概算	$m^3/日$	(地下水の場合は、揚水試験結果書を添付)
		取 水 量	$m^3/日$	
		取 水 率	%	
		揚水管径	$mm$	
原水の水質試験結果	別紙、水質試験結果書のとおり			
水 道 施 設	概 要	別紙、フロー図のとおり		
	位 置	別紙、標高、水位を含む配置概略図のとおり		
	規模及び構造	別添1及び別添2のとおり		
浄 水 方 法	別紙、フロー図のとおり			
工事着手予定年月日	平成 年 月 日			
工事完了予定年月日	平成 年 月 日			

別添 1

主要水道施設（設備）の規模及び構造

施設（設備）の名称	仕様（寸法、材質、能力等）
取水施設（原水を取り入れるための設備）	
貯水施設（原水を貯留するためのダム等の設備）	
導水施設（貯水施設から上水施設へ水を導く設備）	
浄水設備（原水を浄化するための設備）	
送水設備（浄水を配水施設に送るための設備）	
配水設備（浄水を供給するための設備）	

別添2

その他水道施設（設備）の概要

施設（設備）の要件		施設（設備）の名称、その概要	
非常の場合等に取水を停止することができる設備		有・無	
地表水を取水する場合、取水部にスクリーン等の設置		有・無	
原水中の砂をろ過する設備		有・無	
貯水施設の水質悪化を防止するため、ばっ気等の設備の設置		有・無	
液化塩素を使用する場合、漏洩時の中和のための必要な措置		有・無	
原水に耐塩素性病原生物混入のおそれがある場合のろ過等設備		有・無	
膜ろ過	膜モジュールは洗浄が可能で、かつ、洗浄廃水を排出できる構造か	適・否	
	原水中の浮遊物質を有効に除去できる構造か	適・否	
浄水過程で注入される薬品等は基準に適合しているか		適・否	
浄水が接する資材・設備は、基準に適合しているか		適・否	

水 源 別 取 水 実 績

水 源 名							
種 別							
取水許可等要・不要							
取 水 量  m <sup>3</sup> / 日	年 度	一日平均	一日最大	一日平均	一日最大	一日平均	一日最大
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

備考1 取水許可や協定を要する場合は、最新の許可証や協定書等の写しを添付してください。

## 専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届

年 月 日

北見市公営企業管理者 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号 (        )        -

専用水道布設工事確認申請書の記載事項に変更が生じたので、水道法第33条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

専用水道	名 称	
	所 在 地	
新設時の確認年月日 及び確認番号		年 月 日 第 号
変更内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日

**【添付書類】**

構造設備等の変更にあつては、変更後の部分の図面（色分け等でわかりやすくしたもの）

備考1 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

## 専用水道給水開始届

年 月 日

北見市公営企業管理者 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号 (            )            -

専用水道の次の施設を使用して給水を開始するので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

専用水道	名 称	
	所 在 地	
新設時の確認年月日 及び確認番号	年 月 日	第 号
工事完了年月日	年 月 日	
給水開始予定年月日	年 月 日	

**【添付書類】**

- 1 浄水の水質検査（水質基準に関する省令に定める全項目検査及び消毒の残留効果についての検査）の結果を記載した書類
- 2 水道施設検査結果票
- 3 水道技術管理者設置届（水道技術管理者の業務を全て委託した場合を除く）
- 4 業務を委託した場合は、専用水道業務委託届

備考1 法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。



## 水道施設検査結果票

専用水道の名称	
専用水道の所在地	
工事の区分	新 設 ・ 増 設 ・ 改 造
工事完了年月日	年 月 日
給水開始年月日	年 月 日
検査実施年月日	年 月 日

検 査 項 目	検査結果
浄水及び消毒の能力に関する事項	
浄水は水質基準に適合するか	
末端給水栓において遊離残留塩素濃度は0.1ppm以上あるか	
流量に関する事項	
供給量は十分か	
圧力に関する事項	
配水管の最小動水圧は150kPa以上であるか	
配水管の最大静水圧は740kPaを超えないか	
消火栓の使用時においても配水管内が正圧に保たれているか	
耐力に関する事項	
設計どおり施工され、予想される荷重に対して安全な構造であるか	
汚染に関する事項	
浄水に注入される薬品等は、基準に適合したもののか	
浄水に接する資材又は設備は、基準に適合したもののか	
取水施設、貯水施設、浄水施設、配水施設における汚染防止措置の適否	
漏水に関する事項	
コンクリート構造物、送配水管等に漏水箇所はないか	

水道法第13条第1項の規定により施設検査を行ったところ、上記のとおり異常ありません。

平成 年 月 日

水道技術管理者

㊟

## 水道技術管理者設置報告書

年 月 日

北見市公営企業管理者 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号 (            )            -

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定により、水道技術管理者を設置したので、下記のとおり報告します。

専用水道	名称		
	所在地		
新設工事の確認年月日 及び確認番号		年 月 日 第 号	
水道技術 管 理 者	所 属		
	職名及び氏名		
	学歴及び水道 に関する技術 上の実務経験		
実務経験年数	年 か月 (            年 月 日現在)		

**【添付書類】**

- 1 水道技術管理者の資格を有することを証する書類

備考1 法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

## 水道技術管理者変更報告書

年 月 日

北見市公営企業管理者 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号 (            )            -

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定により、水道技術管理者を変更したので、下記のとおり報告します。

専用水道		名 称	
		所 在 地	
新設工事の確認年月日 及び確認番号		年 月 日	第 号
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 理 由			
水道技術 管 理 者	新	所 属	
		職・氏名	
		学歴及び水道に関する 技術上の 実務経験	
	実務経験年数	年 か月 (            年 月 日現在)	
旧		氏 名	

**【添付書類】**

- 1 水道技術管理者の資格を有することを証する書類

備考1 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

## 専用水道緊急停止報告書

年 月 日

北見市公営企業管理者 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号 (            )        -

水道法第34条第1項において準用する同法第23条第1項の規定により、給水の緊急停止を行ったので、下記のとおり報告します。

専用水道	名 称	
	所 在 地	
給水を緊急停止した年月日		年 月 日
給水を緊急停止した期間		
給水を緊急停止した理由		

備考1 法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

## 専用水道業務委託開始届

年 月 日

北見市公営企業管理者 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号 (            )            -

水道の管理に関する技術上の業務を委託したので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

専用水道	名 称	
	所 在 地	
新設工事の確認年月日 及び確認番号		年 月 日 第 号
水道管理業務 受託者	住 所	
	氏 名	
受託水道業務 技術管理者	氏 名	
	学歴及び水道 に関する技術 上の実務経験	
実務経験年数	年 か月 (            年 月 日現在)	
受託した業務の範囲		
契 約 期 間		年 月 日から 年 月 日まで

**【添付書類】**

- 1 水道法施行令第7条第3項に掲げる事項についての条項を含む委託契約書の写し
- 2 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類

備考1 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

## 専用水道業務委託契約失効届

年 月 日

北見市公営企業管理者 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号 (            )            -

水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る契約が効力を失ったので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

専用水道	名 称	
	所 在 地	
新設工事の確認年月日 及び確認番号		年 月 日 第 号
水道管理業務 受託者	住 所	
	氏 名	
受託水道業務技術管理者の氏名		
受託した業務の範囲		
契 約 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
当該契約が効力を失った理由		

備考1 法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

## 専用水道廃止等報告書

年 月 日

北見市公営企業管理者 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号 ( ) -

専用水道を廃止したので、次のとおり報告します。

専用水道	名 称	
	所 在 地	
新設時の確認年月日 及び確認番号	年 月 日	第 号
廃止等の理由		
廃止等の年月日	年 月 日	

備考1 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

## 専用水道事務月報

年 月 日

北見市公営企業管理者 様

住 所

氏 名 ㊟

電話番号 (        )        -

年 月分の水道事務において、下記のとおり報告します。

専用水道	名 称	
	所 在 地	
水道技術 管 理 者	所 属	
	職名及び氏名	
	連 絡 先	
月間の総配水量		$m^3$
月間の消毒用塩素の使用量		薬品名：                      (    %)                      k g (    L)
その他特記すべき事項 (1) 衛生上必要な措置の実施状況（水道法第22条）  (2) その他		

**【添付書類】**

- 1 水道法第34条第1項において準用する第20条第1項の定期及び臨時の水質検査の結果
- 2 水道法第34条第1項において準用する第21条第1項の定期及び臨時の健康診断の結果



## 専用水道の状況報告について

年 月 日

北見市公営企業管理者 様

設置者 住所

氏名 ①

電話番号 ( ) -

下記のとおり専用水道の状況を別紙関係書類を添えて報告いたします。

### 記

1 施設の名称

2 設置場所

3 水道事務所の所在地

4 給水開始年月日

5 添付書類

(1) 施設概要書

(2) 図面等

①設計図（位置図、水道施設系統図、水道施設構造図等）

②水理計算書、ポンプ仕様書、水道施設構造計算書等

③受水の契約書等（特に必要と認められる場合）

備考1 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

## 専用水道の状況報告について（変更）

年 月 日

北見市公営企業管理者 様

設置者 住所

氏名

印

電話番号 ( ) -

専用水道の報告等の内容について下記のとおり変更したので報告いたします。

### 記

1 施設の名称

2 設置場所

3 変更の内容 変更前

変更後

4 変更した理由

5 変更年月日

6 添付書類

設備機器等の場合は、その内容を把握できるもの

備考1 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

## 水質検査記録表

専用水道施設名称： \_\_\_\_\_

年 月

検査日時			検査者	検査場所( )					備考
日	曜日	時刻		色	濁り	におい	味	残留塩素濃度 (mg/L)	
1		:							
2		:							
3		:							
4		:							
5		:							
6		:							
7		:							
8		:							
9		:							
10		:							
11		:							
12		:							
13		:							
14		:							
15		:							
16		:							
17		:							
18		:							
19		:							
20		:							
21		:							
22		:							
23		:							
24		:							
25		:							
26		:							
27		:							
28		:							
29		:							
30		:							
31		:							

# 措置報告書

年 月 日

北見市公営企業管理者 様

設置者住所

氏名 ㊟

電話番号 ( ) -

平成 年 月 日に実施した、水道法第39条第2項に基づく立入検査の指導事項について、下記のとおり措置したので報告します。

専用水道	名称	
	所在地	

指導事項	措置内容	措置年月日

備考

水道事故・災害等通報票

通報者氏名		区分 (該当項目を○で囲むこと)			
発生・確認日時		事態	給水影響		対応状況
水道名		被災	断水	減水	実態確認中
担当者職・氏名		水質	取水	停止	原因調査中
連絡先	電話	異常	給水	制限	水質検査中
番号	FAX	水道事故			復旧作業中
発生場所	[地番・水系・施設名、できるだけ位置図等を添付]	被害・異常状況	[被災施設・箇所・規模、症状・人数・地区等]		
発生原因	[災害の種別・規模、推定原因物質・排出源等]				
		水質検査機関			
		結果判明日時	月	日	時 予定
経過等		給水への影響			
		影響区域			
		影響戸数・人口			
		断水等の期間	開始	月	日 時 分
			終了	月	日 時 分
応急対策		確認事項	<input type="checkbox"/> 関係機関等への連絡 市町村関係部局、支庁関係課、河川管理者、消防本部、 警察本部、海上保安部、同一水系水道事業者等 <input type="checkbox"/> 現在給水人口 (前年度末現在) :                    人 <input type="checkbox"/> 災害補助要望の有無 有 → (後日) <input type="checkbox"/> 被害額、概算復旧金額の報告 <input type="checkbox"/> 被災の記録 <input type="checkbox"/>		

## 施設点検表

専用水道	名 称	
	所 在 地	
点 検 年 月 日		年 月 日
点 検 実 施 者 氏 名		

### 点 検 結 果

(1) 帳簿書類				
1	年間管理計画・水質検査計画		4	水質検査結果の記録
2	施設の配置図等		5	健康診断の記録
3	施設の点検・清掃等の維持管理記録		6	水道事務月報の提出

(2) 水源・消毒設備				
7	水源の汚染		10	水源施設の維持管理状況
8	水源周辺の汚染防止措置		11	消毒設備の管理
9	水源施設の亀裂及び漏水等		12	消毒薬の管理

(3) 導 管				
13	埋設位置及び状態		14	配管系統のクロスコネクション

(4) 受水槽・高置水槽等				
15	設置場所（屋内・屋外）状態		20	マンホール（立上げ・防水・施錠）
16	周囲からの汚染防止及び侵入防止		21	水の滞留防止措置
17	ポンプ設備の状態、ポンプ室の清掃等		22	水槽内の状態
18	配管貫通部や継目等の密閉		23	吐水口空間、排水口空間
19	クロスコネクション		24	オーバーフロー管・通気管の防虫網

(5) 給水栓での水質検査（毎日検査）				
25	外観（色・濁り）		26	残留塩素

判 定     : 完備・良好     ◁ : 不備・不良     △ : 一部不備・不十分

注 : 要注意         × : 点検不能         / : 該当せず

### 点検後の措置等

## 専用水道水質検査計画

### 1. 基本方針

(1) 水質検査は浄水及び原水について行う。

(2) 検査項目

浄水については、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とする。

原水については、地下水（深井戸）を水源とし、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれは少ないが、水源及び周辺の地域においては基準値を超えるテトラクロロエチレンが検出されていることから、一般細菌、大腸菌及びテトラクロロエチレンを検査項目とする。また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（平成19年3月30日付け健水発第0330005号通知の別添）」に基づき、クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を、3か月に1回実施する。

(3) 浄水の検査頻度

① 1日1回、色、濁り、消毒の残留効果に関する検査を行う。

② 毎月1回、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度の検査を行う。

③ その他の項目は年4回の検査を原則とするが、検査の省略或いは検査回数の減が可能な項目については次のとおりとする。

＜検査の省略が可能な項目＞

過去の検査結果の最大値が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水、水源、水源の周辺の状況（近傍の地域における地下水の状況を含む。）、薬品等の使用状況並びに資材及び設備の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる項目については、3年に1回の検査を行う。

＜検査回数の減が可能な項目＞

検査の省略ができない項目について、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における検査結果の最大値が基準値の5分の1以下である項目については1年に1回、基準値の10分の1以下である項目については3年に1回の検査を行う。

### 2. 水道施設の概要

(1) 給水区域 ○○○（給水人口 △△△人）

(2) 水源の種別 深井戸

(3) 給水量 最大 ○○○m<sup>3</sup>/日 平均 △△△m<sup>3</sup>/日

(4) 主要な浄水方法 活性炭処理（テトラクロロエチレンの除去）  
次亜塩素酸ナトリウム消毒

### 3. 定期的水質検査の項目及び検査頻度

(1) 浄水の水質検査

① 採水場所1ヶ所（○○○ △△△給水栓）

② 水質基準項目の検査

検査項目、検査回数、検査回数減の理由、検査省略項目及びその理由は別添「浄水の定期水質検査項目と頻度（水質基準項目）の例」のとおり

(2) 原水の水質検査

原水の水質検査は、年1回、水質が最も悪化していると考えられる時期に実施する。

#### 4. 臨時の水質検査について

以下の場合には、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度その他必要な項目について、臨時の水質検査を行う。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

#### 5. 水質検査の方法について

1日1回行う検査項目の検査については、定期の水質検査の採水場所において、担当者を決めて行い、記録するものとする。

水質基準項目の検査については、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた次の水質検査機関に委託する。

- ① 名称：財団法人 ○○検査協会
- ② 所在地：北海道○○市○○町○丁目○番○号
- ③ 指定番号：第○○○○号
- ④ 委託の内容：定期の水質検査・臨時の水質検査

#### 6. 水質検査計画の評価及び見直し

水質検査結果については水道技術管理者の意見を聴いて定期的に評価を行い、必要と思われる事項について次年度の水質検査計画の策定に反映させるものとする。

#### 7. その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

水質検査の結果、水質基準を超えた値又は通常より高濃度の値が検出された場合には、再検査を行うとともに、直ちに原因究明を行い必要な対策を講ずる。

#### 8. 関係者との連携

水質事故が発生した場合には、上下水道局等の関係機関に連絡し、必要な対応をとるものとする。